

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

日本語教育実態調査

### 2 調査の目的

我が国における在留外国人に対する今後の日本語教育施策を推進するに当たっての基礎資料を得るため、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第24条の規定に基づき、日本語教育機関・施設等における日本語教育の実態等を把握することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

ア 事業所、企業・法人・団体

以下に掲げる法人・団体・個人のうち、外国人に対する日本語教育又は日本語教師養成・研修を実施している国内の機関・施設等

① 大学等・短大・高等専門学校

② 法務省告示機関<sup>(注1)</sup>

③ 認定日本語教育機関（ただし、留学の課程を取得している機関に限る。上記①（別科を含む。）に当たるものを除く）<sup>(注2)</sup>

④ 国際交流協会

⑤ 上記①～④に該当するもののほか、以下に掲げるもの

(ア) 特定非営利活動法人

(イ) 学校法人・準学校法人

(ウ) 株式会社・有限会社

(エ) 社団法人・財団法人

(オ) その他（個人を含む。）

(注1) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定により、法務大臣が告示をもって定める外国人等に対する日本語教育を行う機関

(注2) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）に基づき文部科学大臣の認定する日本語教育機関（ただし、留学の課程を取得している機関に限る。）

イ 地方公共団体

都道府県、市区町村、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会

#### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

##### (1) 報告者数

ア 事業所、企業・法人・団体 約4,700機関・施設等

イ 都道府県、市区町村、都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会 約3,500

##### (2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

前記3（2）ア①から③に該当する機関・施設等については、文部科学省内の他部局及び法務省出入国在留管理庁から入手した最新の名簿を母集団情報とする。

前記3（2）ア④並びに⑤（ア）から（オ）の機関・施設等については、前回調査で把握した名簿を母集団情報とし、報告者を選定する。

#### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

##### (1) 報告を求める事項

- ① 機関・団体の名称及び所在地
- ② 日本語教育に関連する事業の有無
- ③ 日本語教育等の活動拠点数等
- ④ 日本語教師等の数（業務別、年代別）
- ⑤ 日本語学習者数（出身国・地域別、属性別、滞日年数別）
- ⑥ 「日本語教育の参照枠」<sup>（注3）</sup>を活用した日本語教育を実施している機関・団体数
- ⑦ 日本語教師等養成・研修（コースの有無、担当教師等数、受講者数（出身国・地域別））
- ⑧ 地域日本語教育コーディネーター等（人数、業務内容）

（注3）「日本語教育の参照枠」とは、ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。令和3年10月の文化審議会国語分科会において、最終報告が取りまとめられた。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・ 機関・団体の名称、所在地、担当部署、回答者氏名及び連絡・送付先は、審査並びに調査対象者の名簿の整備に用いる事項であり、集計は行わない。

##### (2) 基準となる期日又は期間

毎年11月1日現在

#### 6 報告を求めるために用いる方法

##### (1) 調査系統

文部科学省 — 民間事業者 — 報告者

##### (2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム

電子メール） 調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・文部科学省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送及び電子メールにより、調査票を配布する。
- ・報告者は、郵送された調査票又は電子メールで送信された調査票に記入し、民間事業者に提出する。電子メールでの回答を原則とするが、難しい場合には郵送による回答を受け付ける。
- ・業務を受託した民間事業者は、調査の発出、督促、疑義照会、分析・取りまとめ等の業務を行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ( )  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年11月上旬～12月上旬

8 集計事項 (集計事項の詳細については別紙一覧を参照)

- ① 日本語教育実施機関・施設等数に関する集計
- ② 日本語教師等の数に関する集計
- ③ 日本語学習者数に関する集計
- ④ 日本語教師等の養成・研修実施機関・施設等数に関する集計
- ⑤ 日本語教師等の養成・研修担当の教師数に関する集計
- ⑥ 日本語教室空白地域に関する集計
- ⑦ 「日本語教育の参照枠」に対応した日本語教育を実施している日本語教育実施機関・施設等数に関する集計
- ⑧ 日本語教師の養成・研修の受講者数に関する集計
- ⑨ 地域日本語教育コーディネーター数に関する集計
- ⑩ 地域日本語教育コーディネーターの業務内容に関する集計

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 ( 全部公表 一部非公表 全部非公表 )

(2) 公表の方法 ( e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧 )

(3) 公表の期日 :

調査実施年の翌年の8月末 (末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日) までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、我が国の在留外国人に対し、日本語教育を実施する機関・団体の日本語教育の実態を把握するため、日本語教育又は日本語教師養成・研修を実施している国内の機関・施設等を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、日本標準産業分類等の統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	5年	総合教育政策局日本語教育課長
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	総合教育政策局日本語教育課長
調査結果（報告者）名簿	5年	総合教育政策局日本語教育課長

## 日本語教育実態調査の集計事項

- ① 日本語教育実施機関・施設等数に関する集計
    - ・機関・施設等別の状況
    - ・日本語教育実施機関・施設等数の推移
  - ② 日本語教師等の数に関する集計
    - ・機関・施設等別の状況
    - ・職務別の状況
    - ・日本語教師等の数の推移
    - ・年代別日本語教師等の数
  - ③ 日本語学習者数に関する集計
    - ・機関・施設等別の状況
    - ・出身地域別の状況
    - ・日本語学習者数の推移
    - ・属性別日本語学習者数
    - ・滞在年数別日本語学習者数
    - ・日本語学習者の出身地域別割合
    - ・日本語学習者数（国・地域別）（上位 20 カ国・地域）
- \* 都道府県別日本語教育機関・施設等数、日本語教師等の数、日本語学習者数
- ④ 日本語教師等の養成・研修実施機関・施設等数に関する集計
    - ・機関・施設等別の状況
    - ・日本語教師等の養成・研修実施機関・施設等数の推移
  - ⑤ 日本語教師等の養成・研修担当の教師数に関する集計
    - ・機関・施設等別の状況
    - ・職務別の状況
    - ・日本語教師等の養成・研修担当の教師数の推移（機関・施設等別）
    - ・日本語教師等の養成・研修担当の教師等の推移（職務別）
  - ⑥ 日本語教室空白地域に関する集計
    - ・都道府県別の日本語教室空白地域の数
    - ・日本語教室がある地方公共団体の数の推移
  - ⑦ 「日本語教育の参照枠」に関する集計
    - ・「日本語教育の参照枠」を活用したプログラムの実施状況
    - ・「日本語教育の参照枠」の普及・啓発に関する取組の実施状況

⑧ 日本語教師の養成・研修の受講者数に関する集計

- ・機関・施設等別の状況
- ・出身地域別の状況
- ・受講者数の推移
- ・受講者数（国・地域別）（上位 15 カ国・地域）
- ・日本語教師等の養成・研修課程（コース）数

\* 都道府県別日本語教師等の養成・研修実施機関・施設等数、教師等の数、受講者数

⑨ 地域日本語教育コーディネーター数に関する集計

- ・地域日本語教育コーディネーター配置機関・施設等数
- ・機関・施設等別の状況
- ・職務別の状況

\* 都道府県別地域日本語教育コーディネーター配置機関・施設等数、地域日本語教育コーディネーター数

⑩ 地域日本語教育コーディネーターの業務内容に関する集計